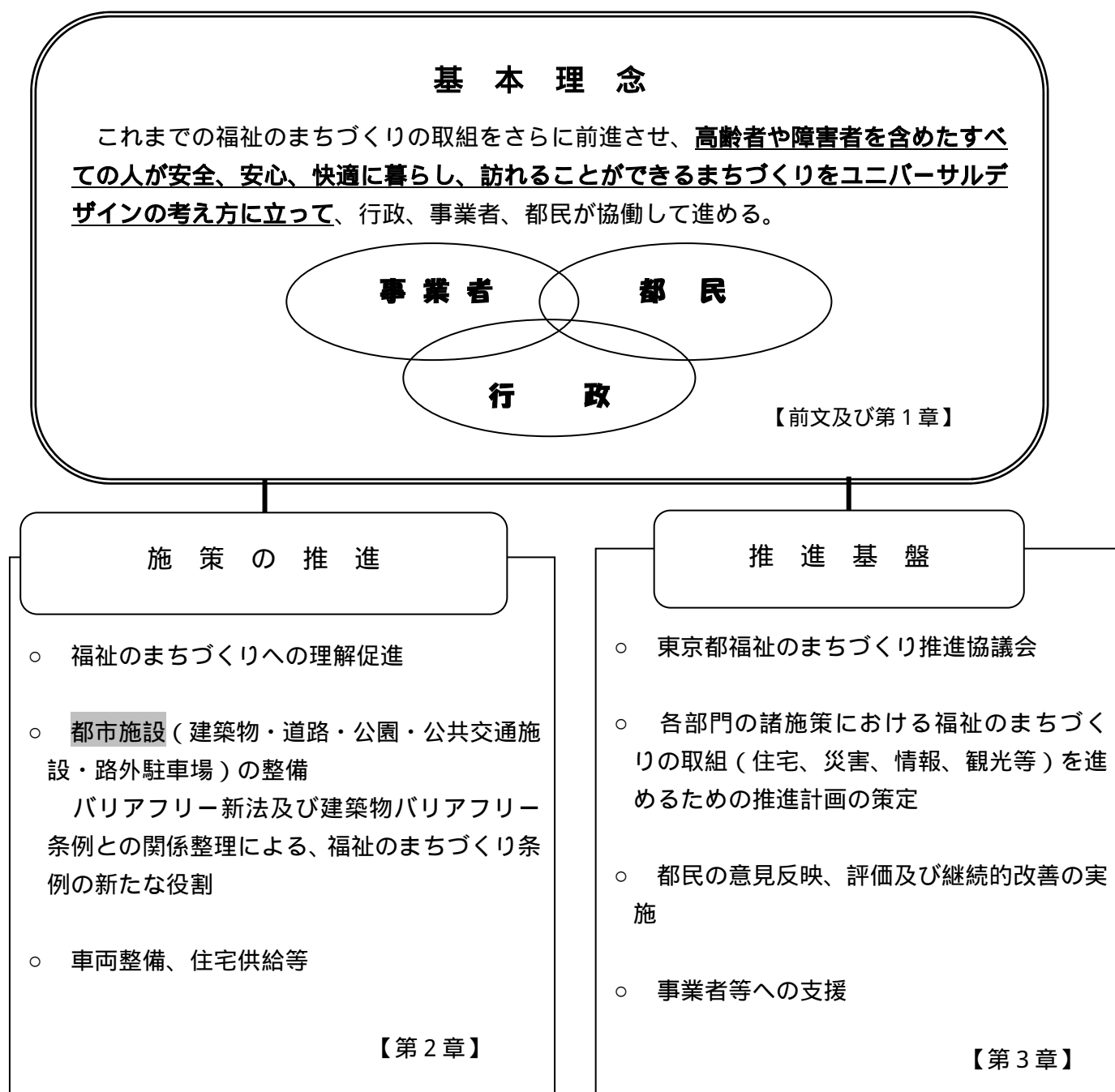


東京都福祉のまちづくり条例改正の方向性

1 東京都福祉のまちづくり条例改正の基本的考え方

東京都福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指し、行政、事業者、都民が協働しながら総合的・計画的に進めることを目的とした条例とする。また、東京都の各部門の施策について、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの視点を取り入れ、進めるための役割を担うこととする。

新条例イメージ図



2 全体の構成

- 資料１ - ２ 参照のこと。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりについて総合的、計画的に推進していくことをより明確にするために、現行条例の第２章から第６章を再構成し、取り組むべき施策については第２章、それを進めるための基盤づくりについては第３章とする。

3 各章の構成

(１) 前文

- 現行条例では、「やさしいまち東京の実現」を目標とし、ノーマライゼーションの考え方に基づく福祉のまちづくりの理念及び条例制定の目的を述べている。改正案では、前文でユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの理念を述べる。
- 特定の人への取組から一歩進んですべての人にとっても使いやすい環境になるような、広い視点からの問題解決方法が必要である。都民や事業者がそれぞれの責務を負うことにより、結果として都民生活の向上につながる。
- 今後の福祉のまちづくりは、高齢者や障害者を含めたすべての人が、ありのままに、自らの意思と力で暮らし、社会参加することができ、自己実現を図ることを権利として保障していく取組として、進めていく必要がある。
- 通勤、通学や通過する場所としての東京の特性を考慮する必要がある。
- 東京は日本の首都たる大都市であると同時に、多摩・島しょ地域という豊かな自然に恵まれており、その多様性も魅力の一つであることから、それぞれの地域に応じたまちづくりが必要である。

【改正のポイント】

- 福祉のまちづくりは特定の人への個別的な取組から一歩進んだ、高齢者、障害者を含めたすべての人の平等な社会参加の実現に向けた取組
- 一人ひとりの個性やニーズを尊重し、改善を積み重ねることにより、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないように、快適な環境をつくっていかうとするユニバーサルデザインの考え方を基本に、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる社会を実現

(2) 第 1 章 総則

第 1 章では、条例制定の目的、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの定義と都、事業者、都民の責務を述べる。

第 1 条 目的 (新規)

- 改正案では、条例の目的について明らかにするため、「第 1 条 目的」を新設する。

【改正のポイント】

- 都、区市町村、事業者及び都民の参加と協力及び自主的な取組を基本とし、それぞれの立場から協働して、高齢者、障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進

第 2 条 定義 (現行第 1 条)

- 現行条例では、福祉のまちづくりは、高齢者や障害者等の自立と社会参加を促進するため、施設、物品及びサービスを円滑に利用できるようにすることとしており、物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア (障壁) を取り除くという「バリアフリー」の考え方が中心となっている。
- 現在、福祉のまちづくりはユニバーサルデザインの考え方を基本に進められているため、条例の定義にある「福祉のまちづくり」についても、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたものとする。

【改正のポイント】

- ユニバーサルデザイン
 - ・ 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。
 - ・ バリア (障壁) の存在を認識し、その除去を行う「バリアフリー」を包含し、発展させ、考え方としてユニバーサルデザインをとらえる。
- ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくり
ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設の整備、物品及びサービスの提供、啓発活動を行い、常に継続した改善を図っていくことにより高齢者、障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するための取組

- 現行条例では、対象者を「高齢者、障害者等」としており、高齢者、障害者だけではなく、妊婦、怪我をした人、病弱者、乳幼児を連れた人、日本語の通じない外国人など幅広くとらえることとしている。しかしながら、必ずしもその意義が理解されているとはいえないことから、「高齢者、障害者を含めたすべての人」とし、改めて定義する。

【改正のポイント】

- 高齢者、障害者を含めたすべての人
高齢者、障害者、子ども、外国人、妊娠中の人やけがをした人なども含み、能力の違い、年齢や置かれた状況にかかわらず、すべての人

第3条 都の責務（現行第2条）

第4条 事業者の責務（現行第3条）

第5条 都民の責務（現行第4条）

第6条 福祉のまちづくりの総合的な推進（現行第5条）

（3） 第2章 施策の推進

- これまでも福祉のまちづくりの取組は行われてきたが、実際には施設整備基準を満たしているにもかかわらず、円滑な利用に向けた情報の入手・伝達の工夫が足りない施設が見受けられる。福祉のまちづくりの推進にあたってはハード面の整備だけでは不十分であり、事業者や都民が福祉のまちづくりに対する理解を深めていくことが必要である。
- また、建築物、道路、公園、路外駐車場、公共交通機関などの施設の整備に当たっては総合的に取り組む必要性が強く求められている。
- このため、ハード面とソフト面の一体的な整備についての重要性を改めて確認するために、「第2章 施策の推進」で理解促進のための取組を第1節、具体的な取組を第2節から第4節とし、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを進めるための施策について規定する。

第1節 福祉のまちづくりへの理解促進

普及啓発や理解促進については現行条例でも規定しているが、情報提供についての条文を新しく規定した上でこれらを独立した節とすることで、その重要性を改めて明らかにする。

第7条 教育及び学習の振興等（現行第7条）

（条例改正ではなく、推進計画に位置づける）

- 学校教育における福祉教育や、生涯学習における福祉カリキュラムなどにより、事業者や都民のユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりへの理解や、自発的な福祉のまちづくり活動を促進していくことが必要である。

第2項 （現行第8条）

第8条 情報の共有（新設）

- 福祉のまちづくりへの理解を深め、すべての人があらゆる場面で、必要な情報を多様な手段で入手でき、発信できるようなまちづくりを推進することについて規定する。

- 移動の各場面や多様な情報の受け手に対して、情報提供する手段と手段に合った表現方法があり、その表現方法はユニバーサルデザインである必要がある。

例) 文字の大きさ、音声、多言語表記、ふりがな、案内用図記号を組み合わせるなどの工夫によるわかりやすい案内標示(行先案内、施設の説明板等)

例) パンフレットやホームページのわかりやすい表現、見やすい文字や色づかい、レイアウト、読み上げソフトへの対応

例) データの電子化や電子メールの利用促進、利用者側からの多様な意見を反映できる仕組みづくり、IT活用の体制づくり

例) 映画やテレビなどの字幕や解説放送 等

- 施設整備に伴う移動円滑化のための情報の共有は、連続性の確保を視野に入れて総合的に整備する必要があり、整備マニュアルやガイドライン等で示していく必要がある。

【改正のポイント】

- 都は、高齢者、障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるように、情報の入手・伝達の充実に必要な施策を推進する。
- 事業者は、利用者のニーズ、施設及び設備の用途、サービス等に応じて必要となる情報を、わかりやすく提供し、円滑に利用されるよう努める。

第2節 都市施設の整備

現行では「一般都市施設」のうち規則で定めるものが「特定施設」とであるという定義になっているが、用語が対になっていないことから一見して両者の関係がわかりづらい。また、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例において「建築物特定施設」等の用語があるため、それらとの混同をさけるため「特定施設」は「特定都市施設」へ、「一般都市施設」は「都市施設」と変更する。

第9条 整備基準への適合努力義務(現行第12条)

第10条 整備基準適合証の交付(現行第13条)

第11条 都の施設の先導的整備等(現行第14条)

第3節 特定都市施設の整備

第12条 整備基準の遵守(新設)

- バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例は適合義務が課されているが、福祉のまちづくり条例は努力義務であることから、都の指導・助言に従わない事業者も存在し、実効性の確保が課題となっている。
- 改正案では、特定都市施設の整備において、現行の努力義務から遵守義務とし、指導の徹底及び体制の強化を図る。

【改正のポイント】

- 特定都市施設の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の様替え又は用途変更）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない

- 敷地の状況や、構造上の理由等により整備基準の遵守が困難な場合においては、その理由を明確にすることや、介助、インターホン、仮設スロープ等の代替措置の方法、及びそれを選択する際の判断基準、その他の対応について規則や整備マニュアルの中で示していく。

（参考：現行条例第1条第4号による「整備基準」の定義は「一般都市施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項」とされている。）

第13条 届出（現行第15条）

- 日常生活の中でバリアフリー化の進展を実感できるような実効性のある整備方策を規定し、社会参加を促進する。
- 規則改正により、届出対象施設を拡大し、小規模建築物の整備を促進する。
地域生活に密着したコンビニエンスストアや店舗等はすべての施設を届出対象とし、実行性を確保する方策として、小規模建築物用基準を設ける。
障害者の就労支援に向けた環境整備を促進するために、事務所及び工場の届出対象を引き下げる。

第14条 指導及び助言（現行第16条）

第15条 既存特定都市施設の状況の把握等（現行第17条）

第16条 報告の徴収（現行第18条）

第17条 勧告（現行第19条）

第18条 公表（現行第20条）

第19条 特定都市施設に関する調査（現行第21条）

第4節 車両、住宅等

第20条 車両等の整備（現行第22条）

第21条 住宅の供給（現行第23条）

（条例改正ではなく、推進計画で位置づける）

- 自立生活にとって不可欠な、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できる住宅の供給を促進することは必要である。
- 居住確保、安心生活確保のために都営住宅など公共住宅の役割がなお一層重要となるが、住宅を供給する主体として、民間事業者や、都市施設を設置・管理する事業者としての国、都、区市町村が含まれる。

- 公共住宅の供給や民間住宅の誘導等に対してのガイドラインを示していく必要がある。

第 2 2 条 福祉用具等の品質の向上（現行第 2 4 条）

（ 4 ） 第 3 章 推進基盤

第 3 章は、ユニバーサルデザインの考えに立った福祉のまちづくりを推進するための基盤づくりについて規定する。

第 2 3 条 東京都福祉のまちづくり推進協議会（現行第 2 5 条）

第 2 4 条 推進計画の策定（現行第 6 条）

- 事業者や都民の意見反映と評価を行い、継続的改善を図ることについても新たに規定する。

【改正のポイント】

- 都は推進計画の策定について、事業者及び都民の意見を聴き、施策の実施に当たって評価を行い、当該評価の結果を当該施策に反映させるものとする。

第 2 5 条 調査及び研究（現行第 9 条）

第 2 6 条 事業者等に対する支援（現行第 1 0 条）

第 2 7 条 表彰（現行第 1 1 条）

（ 5 ） 第 4 章 雑則

第 4 章は雑則とし、現行条例の第 7 章をそのまま述べる。

第 2 8 条 適用除外（現行第 2 6 条）

第 2 9 条 国等に関する特例（現行第 2 7 条）

第 3 0 条 委任（現行第 2 8 条）